

「東境市民館」・「ふれあい館」利用のきまり

利用施設	集会室・会議室・和室1・和室2・実習室
利用時間	午前の部 午前9時～午前12時 午後の部 午後1時～午後5時 夜間の部 午後6時～午後9時30分
休館日	年末年始の休館日(12月29日～1月4日)・修理日・特に指定した日
申込方法	(1) 利用日の2ヶ月前から7日前までを原則として、受付日は火、木、土曜日に市民館で申込みできます。 (2) 申込み受け時間は受付日の午前9時から午前12時までとします。 (3) 申込みは所定の利用申込書に規定の維持協力費の納付により利用許可書を発行します。 (4) 電話での仮予約の申込みは受け付けします。 東境市民館 ☎(0566)35-4500 火・木・土曜日 午前9時～午前12時
利用制限	次の事項に該当する場合は利用を制限する。 (1) 連続して3日、こえないこと。 (2) 基本的には東境地区住民の申込みを優先します。 従って地区以外の利用を制限することがあります。 (3) 風紀、公安、公益を害する恐れのあるとき、又は管理上支障が有ると思われたときは、利用を取り消す事がある。 (4) 酒席を主とした集会の場合。 (5) そのほか特別な理由が生じたとき(選挙での投票所使用等)
利用方法	(1) 必要な準備があれば許可時間以内で準備ください。 後片付けも許可時間以内でおこなってください。 (2) 入場入員は、収容定員を超えないでください。 (3) 利用状況を利用報告書に記載し提出する。
利用上の注意	(1) 備品を館外に持ち出したり、勝手に動かしたり、借りていない部屋へ立ち入ったりすることは、禁止です。 (2) 大きな音を出したり、走り回るなど、皆の迷惑にならないようにしましょう。

細則

1 各部屋の維持協力費

単位:円

利用施設	東境市民館					ふれあい館		
	1階	2階				1階	2階	
区分	集会室	会議室	和室1	和室2	実習室	集会室		
午前	700	500	600	600	600	700	700	
午後	1,000	500	600	600	600	1,000	1,000	
夜間	1,000	500	600	600	600	1,000	1,000	
カラオケ	1,500						1,000	
放送設備	500						500	
ガス設備					300		300	
備考	1日通して利用の場合							
	1階集会室		2,000			集会室	各2,000	
	カラオケ		3,000			カラオケ	2,000	

※ 和室の維持協力費600円で、和室1・2共使用可

[午前] 午前9時～午前12時
 [午後] 午後1時～午後5時
 [夜間] 午後6時～午後9時30分

2 その他の維持協力費

(1)カラオケ設備	利用単位毎に	東境市民館	1,500円
		ふれあい館	1,000円
1日通して利用の場合		東境市民館	3,000円
		ふれあい館	2,000円
(2)冷暖房費	コイン式1単位(1時間)		100円
(3)放送設備	利用単位毎に		500円
(4)ガス設備	利用単位毎に		300円
(5)コピー使用料	1枚(含む紙代)	カラー10円、白黒3円	

3 他の地区団体等及び営利で利用する場合は、上記料金の2倍を徴収する。

4 次の項目に該当する場合は、維持協力費を免除する。

- (1) 東境地区・東境地区公民館・東境女性の会役員会・東境子ども役員会
東光クラブ役員会、自主防災会役員会、民生委員役員会
- (2) その他、運営委員会が、特に認めた場合

5 利用料の返却

- (1) 利用日の4日以前の利用辞退は利用料を返却できる。
- (2) 災害等により利用しない場合は利用料を返却できる。

※ 令和7年1月1日 営利の利用の追加